

令和6年12月 定例総会議事録

日 時 令和6年12月26日（木） 午後3時30分～午後5時00分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上 原 都 由 子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三				

事務局

事務局長	村 岡 浩 二	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 幹	宮 永 昌 和
主 査	橋 谷 理 己	主 査	宮 田 衣 美				

議 題

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第26号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について
 報告第27号 農地法施行規則第29条の規定による農地転用届出について

議案第96号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
 議案第97号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）

議案第98号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（賃貸借）

議案第98号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）

議案第100号 農用地利用集積等促進計画について（中間管理事業）

議案第101号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について

議案第102号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について

開議 午後3時30分

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員18名、推進委員17名の方が出席されています。農業委員会規則第7条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに12月の行事実績及び令和7年1月の行事予定を報告します。

(12月の行事実績及び令和7年1月の行事予定の報告)

それでは開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆さんこんにちは。災害が多かった令和6年もあと少しで終わろうとしています。それでは小林市農業委員会令和6年12月期の定例総会を只今より開会致します。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第25号から第27号の15件、議案が第96号から第103号の69件、合計84件でございます。それでは、農業委員会規則第6条により春口会長に議長をお願いいたします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を13番谷之木委員、18番松田委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願い致します。それでは最初に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告の第25号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の通り農地法第18条第6項の規定による通知があったから報告する。

(報告第25号～報告第27号朗読)

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、議事に入っていきたいと思います。
議案第96号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第96号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第96号1番朗読 他13件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 今月の農地法3条・基盤法・農地利用集積計画の事前審査を第2小委員会に付託されましたので、12月17日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第96号、農地法第3条の規定による所有権移転でございます。

1番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり34,602円です。

2番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり114,591円です。

3番、申請地を購入し、新たに耕作を行う。10aあたり272,232円です。営農計画書添付です。

4番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり253,293円です。

5番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり296,736円です。

6番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり400,229円です。

7番、従弟から贈与を受けるものです。

8番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり188,679円です。

9番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり73,964円です。

10番、母から贈与を受けるものです。

11番、弟から贈与を受けるものです。

12番、母から贈与を受けるものです。

13番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり998,537円です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分の農地法第3条・基盤法等及び農地法第4条、農地法第5条、非農地の事前審査を第1小委員会に付託されましたので、12月17日に審査会を行いました。その結果を議案ごとに報告します。

14番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり127,845円です。
審査の結果、小委員会としましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第96号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案97号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第97号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第97号1番朗読)

議長 はい、ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第97号、農業経営基盤強化促進法（使用貸借）であります。
1番、契約期間は30年間です。農業経営改善計画書添付でございます。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが意見・発言等をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 譲受人の経営面積が0とありますが、新しく法人を設立したからでしょうか。

事務局 お答えします。法人も既に立ち上げて経営も行っていましたが、土地の貸借を結んでいなかったことが判明したため、今回申請された次第です。法人としては経営面積が0のままですが、申請者本人として経営をしていたような形で、今回貸借を結ぶことによって正式に経営していく考えです。

8番 はい、分かりました。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 耕作者を法人に変更する際は申請が必要なのでしょうか。

事務局 お答えします。法人になった時点では届出は不要ですが、農地を所有する際は、農地所有適格法人設立届出が必要になってきます。今回は貸借ですが、申請者は既に農地所有適格法人の申請は済ませておりました。

11番 分かりました。

議長 他にありませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第97号、議案第88号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令

和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(貸貸借)の決定についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第98号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(貸貸借)を作成したので計画通り決定する。

(議案98号1番朗読 他1件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案98号、農業経営強化基盤法(貸貸借)でございます。

1番、5年間の再設定です。10aあたり6,079円。

2番、3年間の新規設定です。10aあたり4,305円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。

報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決します。

議案第98号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(貸貸借)の決定につ

いて計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第99号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第99号、農業経営強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)を作成したので計画通り決定する。

(議案第99号1番 他15件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第99号、農業経営基盤強化促進法（所有権）であります。

1番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり30,769円。

2番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり12,076円。

3番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり200,000円。

4番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり222,469円。

5番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり150,000円。

6番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり412,655円。

7番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり277,186円。

8番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり200,000円。

9番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり92,478円。

10番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり79,491円。

11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり150,000円。

12番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり150,000円。

13番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり119,979円。
14番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり84,643円。
15番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり169,492円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

(3番挙手)

3番 議案99号、農業経営基盤強化促進法（所有権）、野尻町区分です。
16番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり200,000円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。只今報告がございましたが。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決をいたします。
議案第99号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。
続きまして、議案第100号、農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第100号、農用地利用集積等促進計画について
下記のとおり、農地中間管理事業の進達に関する法律第18号第11条の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

(議案100号1番朗読 他28件省略)

議長 はい、ありがとうございます。それでは審査報告をお願い致します。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第100号、農用地利用集積促進計画について
小林地区は13件。田 34,043 m²、畑 31,535 m²、計 65,578 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 続いて、野尻地区です。
野尻町区分は16件。田 16,705 m²、畑 60,263 m²、計 76,968 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、それでは採決します。
議案第100号、農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定いたします。
続きまして、議案第101号、農地法4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第101号、農地法第4条の規定による許可申請書進達について、
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第101号1 番朗読)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 今月の4条・5条・非農地証明の事前審査を第3小委員会に付託されました。12月18日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。議案第101号、農地法4条の規定による許可申請書進達について。

1番、転用目的は植林になります。申請者は高齢であり、田として管理することが難しく、今後は植林を行い管理していくため申請を行うものです。2種農地になります。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。以上で終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第101号、農地法第4条の規定による許可申請書について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第102号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第102号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第102号1番朗読 他3件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案102号、農地法第5条の所有権移転許可です。
1番、東方の赤木です。転用目的は一般個人住宅・露天駐車場・車の回転広場です。
1種農地になります。
2番、水流迫の小林原です。転用目的は一般個人住宅です。3種農地になります。
3番、堤の後迫です。転用目的は自動車販売店です。2種農地になります。
4番、細野の内田です。転用目的は駐車場敷地です。2種農地になります。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが意見がある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第102号、農地法第5条による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第103号、非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第103号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第103号1番朗読 他1件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案103号、非農地証明願い承認について。
1番、調査事項が宅地・原野になっております。場所は市役所の近くの本通りを少

し行ったところにあります。周りが住宅地とは言いますが、空き家が大部あるところ
です。宮崎医院の駐車場の裏と言った方がわかりやすいと思います。近隣商業
地域となっております。

2番、調査事項が山林になっております。場所は細野の大王です。母親から贈与
を受けたところがございます。木が立っていました。杉山です。木が立ってから何
十年も経っている状況でした。早く木を切って隣の住宅に迷惑をかけないようにし
た方がいいと思える状態でした。

審議の結果、委員会としましては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが、意見のある方は発
言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第103号、非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので承認することに決定いたします。

以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午後5時00分 閉議

令和6年12月26日定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟